

川崎市公告第736号

川崎農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を同条第2項の規定に基づき次により縦覧に供します。

令和7年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 川崎農業振興地域整備計画の変更に係る項目

第1 農用地利用計画 ～ 第9 附図

2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

（川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番地7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階）